

図書館アドバイザー設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「図書館アドバイザー」設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「図書館アドバイザー」とは、神奈川県立の図書館（県立図書館、県立川崎図書館の両館を指す）の運営に資する専門的知識を有する者のうち、その運営について館長に対し指導及び助言（以下「アドバイス」という。）を行うものをいう。

(図書館アドバイザーの設置)

第3条 県立図書館長は、県立川崎図書館長と協議のうえ、必要に応じて図書館アドバイザーを設置することができる。

(図書館アドバイザーの任務)

第4条 図書館アドバイザーの任務は、館長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項のアドバイスを行うものとする。

- (1) 神奈川県立の図書館の運営全般に関すること
- (2) 図書館ネットワーク及び県域を支える図書館のあり方に関すること
- (3) 図書館資料、情報の収集及び利活用に関すること
- (4) その他、神奈川県立の図書館及び県内の図書館振興に関すること

2 図書館アドバイザーは、館長の求めに応じ、任期中随時アドバイスを行うことができる。

(依頼)

第5条 図書館アドバイザーは、原則として学識経験を有するもの2名以上とし、県立図書館長が依頼する。

2 県立図書館長は、依頼に際し、依頼候補者及びその所属長に対し（様式1）（様式2）により通知し、（様式3）により依頼候補者の承諾を受ける。

(図書館アドバイザーの任期)

第6条 図書館アドバイザーの任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 図書館アドバイザーは、全員が同時に交代しないようにするものとする。

(アドバイザー・レクチャー及び図書館アドバイザー会議の開催)

第7条 図書館アドバイザーは、年1回以上、講義形式によるアドバイス（以下「アドバイザー・レクチャー」という。）を行うものとする。

- 2 県立図書館長は、必要と認められる場合、図書館アドバイザー全員を招集して会議（以下「図書館アドバイザー会議」という。）を開催することができる。図書館アドバイザー会議の議長は県立図書館長が務める。
- 3 県立川崎図書館長は、県立図書館長に対し、前項の図書館アドバイザー会議の開催を求めることができる。
- 4 県立図書館長及び県立川崎図書館長は、アドバイザー・レクチャー及び図書館アドバイザー会議の開催に際し、必要に応じて、神奈川県立の図書館の職員を参加させることができる。

（情報提供及び情報の保護）

第8条 県立図書館長及び県立川崎図書館長は、図書館アドバイザーに対し、その任務を行うにあたり必要な情報を提供するものとする。

- 2 図書館アドバイザーは、前項において非公開情報の提供を受けた場合、これを漏らしてはならない。任期後も、また同様とする。

（謝礼）

第9条 県立図書館長は図書館アドバイザーに対し、県立図書館の「講師等謝礼基準表」により謝礼を支給するものとする。

（情報公開）

第10条 県立図書館長及び県立川崎図書館長は、アドバイザー・レクチャーの実施結果並びにアドバイスによる具体的な成果等がある場合にはその内容について、神奈川県立の図書館のホームページ上に公表するものとする。

（その他必要事項）

第11条 図書館アドバイザーに関する庶務は、県立図書館企画サービス部企画協力課において処理する。

- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は、県立図書館長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 2 アドバイザー・レクチャーに関する要綱（平成27年10月1日施行）は廃止する。